

年爵制度の変遷とその本質

尾 上 陽 介

はじめに

平安時代以降の叙位・任官事由の一つに年給がある。年給とは、年官と年爵とを合わせた総称で、ここでいう年官は一定の人々が毎年一定の官職について任人を申請し、任官されることで、年爵は一定の人々が毎年一定の人々の叙位を申請し、叙位されることである。この年給については、すでに時野谷滋⁽²⁾氏の詳細な研究があり、通説となっている⁽¹⁾。時野谷氏はそれまでの研究を一新されたが、年給の本質やその制度的変遷については、まだ検討する余地が残されていると思われる。こうした問題のうち、親王を給主とする年官の制度的変遷についての拙稿を先に発表した。本稿はそれに関連するもので、年給の本質についての部分的考察である。

時野谷氏によれば、年給の本質は封禄制度の一種である。すなわち年官は売官、年爵は売位であり、どちらも給主と被給者（年給によって叙位・任官される者）との間に個人的関係はないとされ、この点で知行国制度とは根本的に異なると述べられている。その一方で、年給の給主と被給者の間に個人的関係が存在することを前提に論を進めていたり、個別の例について個人的関係があることを指摘する論考を見うけられるが、この点に正面から取り組んだものはなかった。近年、須田春子・永

井晋両氏⁽⁶⁾らによって給主と被給者の関係についての研究が発表され、両氏とも給主と被給者の間に個人的関係が存在することを指摘されている。ところが、須田氏は時野谷氏の説に従って年給は売官・売位であるという前提で、女性の給主の実例についてのみ検討されており、その実例にも若干の脱漏がある。一方、永井氏は美福門院藤原得子と八条院暲子内親王を給主とするものについて分析されたが、一二世紀の貴族社会の構造を年給の給主と被給者との関係から考察することを主題とされ、平安末期には給主と被給者の間に関係が存在することを明らかにされたものの、年給制度自体についてはあまり触れられていない。このような研究状況を考えると、まず年給制度自体の本質について再検討する必要があると思われる。すなわち、給主と被給者との間になんらかの親しい関係が認められる場合には、任料や叙料が支払われたかどうかは疑問である。そこで本稿では、年給のうち史料の制約が比較的少なく、給主と被給者との関係を分析しやすい年爵に問題を限定して、まずその制度的変遷について概観するとともに、年爵制度の原則を確認する。つぎに史料上の初見からほぼ撰関期までの、年爵による叙位の実例を管見の限り網羅し、それを個別に検討することによって年爵の給主と被給者の関係を解明し、その結果を用いて、年爵の本質がはたして時野谷説のように売位なのか否かを考察していきたい。

一、年爵制度の起源と変遷

年爵は、院宮給(給主が院・女院・三后・東宮・准後の年給)にのみ許されるものであった。院宮給には年給制度の中で唯一年爵と内官の申任(内官給)が許されており、原則的には地方官を申任できるのみの親王給や公卿給と比較すると、その待遇差は大きい。また、天皇の年給である内給は、地方官を申任できる人数こそ院宮給より多いが、年爵も内官給もなく、地方官主体である。これに対し院宮給は叙爵と内官への申任を特徴としており、実例でも院宮給だけは早くから叙爵と内官への申任が行われている。年給の給数(叙位・任官できる人数枠)は給主の地位に対応しており、院宮給が親王給以下と待遇差が大きいのは当然と思われるが、院宮給で許されている年爵や内官給が内給にないのは問題であり、どのように考えるべきであろうか。

時野谷氏は、年給の本質は一種の封禄制度で、給主は任料・叙料を自分の所得とするのであり、その起源は国司を利権と見なす風潮が認められるようになった淳和朝から仁明朝にかけての頃に、非律令的封禄として三宮(三后)に地方官を給したことだとされているが、その論拠となる史料の解釈には問題がある。『日本三代実録』貞観七年正月二五日丁未条には、

伏見、自延曆至仁寿、六代親王年料給分主典史生等、每代各一人、互称一代不用通計、是以或隔一年即給、或経数年稀給、或省内親王不関給例、執論各殊、(中略)方今年中所出之闕、始自三宮至於諸司、有旁応補者居多、常苦其不足、而親王之數、四十有余、非隔數年難可周給、

という藤原良房等の公卿奏議が見える。時野谷氏はこのなかに「始自三宮」とあることから、貞観七(八六五)年当時まだ内給・院給が成立し

ていなかったと考えられた。しかし、ここに見える「三宮」は「諸司」と対になる語であり、三宮の年給を示すのではなく、「三宮の職員から諸司の官人に至るまで、旁を重ね当然任官されるべき者が多いので、いつも闕官が少なく困っている」と解釈すべきであろう。つまり、三宮の職員を旁により任官していることを示すのに過ぎない。また、貞観七年当時、院(上皇)は二〇年以上も前から存在しないので、「三宮」とのみ表記されたと考えべきであろう。

私は、年給は非律令的な封禄制度としてのみではなく、各給主の近親者や官司・院司などを毎年申任叙する人数枠を保証する意味をもつものとして生まれ、被給者はそれぞれ旁や給主との関係の度合に応じて選定されたと考える。その背景としては、奈良時代末期から平安時代初期にかけて、王臣家に別当・知事家・案主等の私的家政職員が増加するなど、家司制が急速に発展するなかで、平城・嵯峨・淳和の三上皇と、橘嘉智子・正子内親王の二后宮が出現したことが考えられ、徐々に食封等の律令封禄制度が衰退し、公廩稻の配分を受ける地方官が利権視されるようになるなかで、売官・売位による新しい封禄制度としての第二の機能も果たすようになったのではないだろうか。時野谷氏は、年給発生の時期を地方官の利権化という要因から、淳和・仁明両朝の交とされた。私も結論的には時野谷氏とほぼ同時期の淳和朝頃と考えるが、その要因は上皇・后宮の出現にあると考える。

以上、まず院宮給の起源についての私見を述べた。このように考えると、なぜ院宮給には年爵・内官給が許されているのに、内給にはないのか、という問題に対して説明できる。すなわち、院宮給は単なる封禄制度ではなく、給主の近親者や新設の官司・院司の職員を旁に応じて叙位・任官するための枠を確保するという意味を有したのに対し、内給は新たに枠を設ける必然性がなく、むしろ内廷経費の財源としてより多くの

収入を得るために、年爵や内官給を放棄して年給制度が叙位・任官に与える影響を抑えながらも、利権視される地方官の給数は院官給の二倍以上(一分官は約七倍)としたと考えられるのである。本質とも関係するこの起源についての私見は、第二節以降で検討していくこととし、その前に年爵制度の変遷や原則について述べておく。

年爵はその語義から考えて、本来は叙爵を給わる原則であったと思われる。実例でも一〇世紀中頃までは特別の場合を除き叙爵のみである。しかし、この頃から徐々に年爵により加階することが行われるようになり、当初は五位止まりであったのが、四位にまで及ぶようになった。四位への加階や、受領クラスが年爵により加階されることは、例えば藤原実資や一条天皇は「奇恠」・「不穩」と見なしており、このような見方が上級貴族には一般的であったようであるが、実例を見ると現実には加階は増加している。そして、一一世紀以降になると女院・准后を中心とする給主の増加もあいまって、官人の身分秩序に大きな影響を与えていくのである。

このような状況に対し、白河法皇は「母后及院号之人」には任意に加階することを、他の給主には最初の年(年爵を初めて申請する年)のみ加階を許すこととし、加階の一般化に対して制限を加えた。この制限はその後も効力をもち、同様の制限が一四世紀に入っても存在していることが確認できる。しかし一方では、ここで加階を公認された院・女院等の年爵による二位・三位への加階が一二世紀後半の後白河院政期になると見られるようになり、極端な場合には、給主よりも上階に叙されたこともある。また、その頃から院官給により加階される階層も人数も拡大されていき、一三世紀には「可諸院官叙位御給為叙爵事」という公家新制も出されているが、この傾向は変わらなかった。

時野谷氏は、院政期になると年爵による加階はさらに進み、保延二

(一一三六)年、源雅定が正二位に昇ったことをもって最高潮に達するとされ、また、院政期には年爵が成功化し、両者の区別が曖昧になったと指摘されている。朝覲行幸や写経・造仏というような仏事などに対する勳賞叙位において、「某御給」・「某分」という年爵と同じような尻付が、一二世紀に入るとしばしば各種記録類に見られるようになり、勳賞叙位ではこのような尻付で二位・三位への加階が行われる。時野谷氏は、このことを年爵の成功化と認識され、前に示したような結論に到達されたのだが、次に述べるような問題点があり、ここでもう一度勳賞叙位について検討しておく必要がある。

まず第一に、給主は院宮が多いが、それ以外(当時の摂政・関白や、准后宣下前の内親王など)の例もある。そして、院宮のなかでも、それぞれの行幸や仏事などの行事の関係者のみが給主となっている。給数も、各給主一人ではなく、院は一度の叙位で数人に及び、他の女院・三后・准后のなかでも差があることが多く、一定しているとは思われない。また、例えば准後の年爵の実例は、前に述べた白河法皇の制限のため、院・女院等と比較すると加階を給わる例は少なく、四位へ及ぶことは極めて希である、しかし、勳賞叙位ではしばしば四位への加階が見られ、時には三位にも及ぶのである。このように、通常の年爵とは表面上の制度面で大きく異なるのである。

第二に、「某御給」・「某分」という尻付についてであるが、例えば、ある史料に「院御給」とあるものが、別の史料では「院司賞」や「賞・判官代」、または単に「院司」とのみ記されている例が多くある。また藤原兼実は、行事弁が院司であることから、「行事弁賞」ではなく「院御給」という尻付にすべきであると記している。これらのことから、勳賞叙位における「某御給」という尻付は、家司であるなどの私的主従関係に基づく叙位であることを示しており、年爵による叙位である

ことを示すものではない。

第三に、勅賞叙位の意味を考えると、「勅賞」とは本来、物理的な功勞に対し賞として官位や物品を賜わることであり、成功(栄爵)と同じ性格のものである。勅賞叙位目当てにその行事を希望するものが多く、巡をつくって行事希望者を割り当てることや、勅賞を行う公事を増やすなどの対応策も行われている。成功と異なる点は、賞を授ける主体が国家や各種行事所・寺院等ではなく、院宮などの個人であることであり、そのため叙位される者を決定する過程において、希望者から勅賞を授ける主体の各個人に対して私的な申請が行われる⁽³⁵⁾。当然、叙人決定の際には私的な関係の度合が重要な意味をもつのであり、この点で年爵と通ずるものがあるため「某御給」のように年爵と類似した尻付が記録類にしばしば用いられたのであろう。

これらのことから、私は、院政期の勅賞叙位における加階は、年爵と成功の区別が曖昧になったものではなく、制度的にも本質的にも年爵とは別のものであり、成功の一形態と認識すべきであると考える。そして、「某御給」というような尻付による二位・三位への加階は、勅賞叙位によるものを除くと仁安二(一一六七)年までは例がない⁽³⁶⁾。年爵による二位・三位への加階は、藤原兼実の認識のように、時野谷氏の説よりも約三〇年後の後白河院政期から始められたとすべきである。

やがて室町時代になると、正月五日(または六日)の定例叙位は完全に儀式化し、たとえ叙位させる者がいなくても申文を提出するために、實在しない架空の作名を申文に書き載せることも行われた⁽³⁸⁾。そして応仁の乱以後は正月定例叙位がほとんど行われなくなり、年爵制度も有名無実化してしまふのである⁽³⁹⁾。

以上、年爵の制度的変遷について簡単に述べたが、最後に給数等の原則を確認しておく。

東宮を除く院宮には、女爵も給せられていた。男爵を停めて女爵に用いる例や、逆に女爵を停めて男爵に充てることも行われているが、女爵の実例は男爵と比べて一貫して加階よりも叙爵が中心であり、希望者も少なかったと思われる⁽⁴³⁾。

また、通説は年爵の給数を毎年一人としているが、その他にも給せられている。年官の場合には、一年分として各給主の給数が定められており、原則として春秋二回の除目を合わせて一年分とした⁽⁴⁴⁾。これに対し、年爵は正月定例の叙位・女叙位の分として一年に男爵一人・女爵一人(東宮は無し)を給せられるだけでなく、御即位叙位・大嘗会叙位・朔旦冬至叙位が行われる年には、それぞれ別枠として給せられたのである⁽⁴⁶⁾。女爵も同様に御即位女叙位・大嘗会女叙位・朔旦女叙位の度に給せられた。これは「：年御即位叙位未給」などの尻付が多く見られることや、それぞれの叙位に際し院宮申文を召すことが正月定例叙位と同様の作法で儀式として行われていることから明らかであり、正月定例叙位の未給分のみをこれらの機会に申請したとは考えられない。実例でも、例えば仁安三(一一六八)年の年爵の実例を見れば明らかである。この年には正月六日の定例叙位のほか、同月八日には女叙位、三月一五日には御即位叙位、四月六日には御即位女叙位、十一月二〇日には大嘗会叙位、一二月四日には大嘗会女叙位と、計六回の叙位が行われており、例えば高松院妹子内親王は六回の叙位の全てに年爵を給わっている⁽⁴⁸⁾。つまり、基本的に、男爵だけでも、例えば定例叙位の他に御即位叙位が行われる年には二人、さらに別に大嘗会叙位も行われた仁安三年のような年には三人の叙位を申請できたのである。

なお、これらの叙位の回数に関係なく合爵という方法を用いての叙位も行われた。合爵とは年官未給を返上して叙爵一人を給わることであり、返上する年官は内官二人が最も一般的で、他に内官一人・外官三分

一人・二分二人や外官三分四人など、さまざまな組合せが存在した。⁽⁴⁹⁾ 実例では合爵の申請が正月定例叙位の日に行為れることはほとんどなく、一年中任意に申請されている。一一世紀に入り、六位藏人が巡爵を待たずに早く叙爵され、受領に転任することを希望するようになるなかで、正月定例叙位以外の時でも任意に申請できる年爵未給や合爵は、六位藏人の叙爵によく用いられた。このため、年爵未給の枠をあらかじめ確保しておいたり⁽⁵¹⁾、外記による審査の終了した申文の名前を変えて別人を叙位させたりして、突然の藏人叙爵に対応することが行われている。藏人を望むものが年爵に応募して、その叙爵権を六位藏人に譲り、代わりに自分が藏人に補される例も見られる。⁽⁵³⁾

この合爵は年官の未給を返上するのが原則であり、申請に際しては、その都度年官未給の真偽が外記により審査され、除目において未給の申文が提出された際にも、合爵で使用されていないかが調べられる⁽⁵⁴⁾。一二世紀後半になると、合爵で返上したはずの未給が申任されることもあり⁽⁵⁵⁾、未給の返上は形式的となる⁽⁵⁶⁾。このため鎌倉時代以後も盛んに合爵は行われ、同じ給主が一年に二度申請することもあったようである⁽⁵⁷⁾。また、通説は合爵による加階も叙爵とほぼ併行して行われたとする⁽⁵⁸⁾が、実例では合爵が発生した一一世紀初期に少し見えるだけで、年爵による加階が一般化していく院政期以降でも叙爵に限られており、合爵による加階はあくまでも例外と見なすべきであろう。

なお、年爵による叙爵では、下姓の者でも内階に叙されるのが一般的であった。『叙位除目関係雑文書』(宮内庁書陵部蔵叙位除目関係文書三三二〇、函号壬・二九三)には、

外階者叙阿様例〔諸宮御給事〕(一)内は割書、以下同)

寛弘四〔花山院御給〕、

長和、

寛仁、

治安二・三、

万寿三、

以上依下姓雖為院宮御給被叙外階、

一寛弘八以後嘉保三以往其数繁多、依院宮御給雖下姓叙内階、

とある。寛弘四年や長和年間に年爵が外階に叙されたことは他の史料から確認でき⁽⁵⁹⁾、内容は信頼できるものである。この文書によれば、万寿年間頃までは外階の例もあったが、すでに多くの場合には内階に叙されていたことがわかる。一一世紀後半になると、年爵により下姓の者が内階に叙されることは「近代例」・「先例」として認識されていく。⁽⁶⁰⁾

二、年爵の給主と被給者の関係

次に、年爵の本質を探るために年爵による叙位の実例を分析していくことにする。管見の限りでは、陽成院の年爵例が初見である。そこでここでは、陽成院から一一世紀初期までに実例の見える給主の年爵例を取り挙げ、便宜上、東宮・院と、藤原氏・皇族の三后・女院・准后に分けて、それぞれ給主毎に被給者との関係を分析し(年爵表1~3)、それを仮に次の四種類に分類した。

A : 給主の宮司・院司を勤めるなど、官司組織を通じての関係があるもの。その中で、aは被給者本人ではなく父親などの親族が宮司・院司等である場合を示す。

B : 給主と血縁関係や姻戚関係等の私的な関係があるもの。

C : 給主との関係は明確ではないが、確実に何らかの関係があると認められるもの。

D : 給主との関係が明確でないか、全く無関係と認められるもの。

なお、年爵表1~3のなかに示した関係のうち、ABやaBはA・Bの

年爵表1 (東宮・院を給主とするもの)						
No.	叙位年月日	位階	被叙位者	典拠	関係	備考
陽成院						
1	仁和3・11・17	従五位下	藤原扶幹	公(註①)	D	2:父惟範は院の従兄弟。3:弟忠舒は院司(『貞』天慶元年12月8日条)。4:父清経は院の立太子から春宮大進、即位後は藏人。5:院の懇切な申し入れによる特例叙位。本文註(36)参照。
2	寛平9・7・13	従五位下	平時望	公・異	B	
3	延喜4・正・7	従五位下	藤原忠文	公	a	
4	延喜14・正・7	従五位下	藤原元名	公	a	
5	延長2・正・9	従三位	姦子女王	西	C	
6	延長8・11・22	従五位下	藤原清正	三	D	
7	天慶6・正・7	従五位下	藤原兼通	公	D	
8	天慶7・2・28	従五位下	藤原斉敏	公	D	
宇多院						
1	延喜4・2・27	従五位下	源等	公・異(②)	a	1:父希は在位中藏人頭・侍従を歴任。2:等の従兄弟。3:院の牧である秩父牧の牧司と思われる(③)。4:年爵による叙位当時(以下「当時」とする)院判官代。
2	延喜8・正・7	従五位下	源忠(恵)	古	a	
3	延喜14・2・23	従五位下	高向利春	古	A	
4	延長2・正・7	従五位下	平随時	公・異	A	
東宮敦仁親王(醍醐天皇)						
1	寛平8・正・7	従五位下	藤原定方	公	a B	東宮の叔父。兄定国は当時春宮大進。
東宮保明親王						
1	延喜13・正・7	従五位下	藤原顕忠	公	a B	1:叔母穩子は東宮母。叔父忠平は当時春宮大夫。2:当時春宮権少進。
2	延喜22・正・7	従五位下	小野好古	公・異	A	
東宮寛明親王(朱雀天皇)						
1	延長4・正・7	従五位下	藤原朝忠	公・三	A	当時東宮藏人、即位後も藏人。
東宮憲平親王・冷泉院						
1	応和4・正・7	従五位下	藤原高遠	中	a	1:祖父実頼は当時東宮傅。父斉敏は後に春宮権亮。高遠も即位後は侍従(『中』)。2:父師尹は当時春宮大夫。済時も即位後は藏人頭・侍従。3・5・6・8・9:院の母安子の甥で、院の女御超子の兄弟。父兼家は春宮亮、即位後は藏人頭。道綱・道長は後に院司(『権』寛弘8年11月16日・29日条)。10・12・14:道隆の子。16:道頼の子。17:道頼の甥。4:院の東宮時代から東宮昇殿を許され、即位後は藏人。当時院判官代。7:父為光は在位中藏人。11:伯父雅信は院の東宮時代の春宮亮、父重信は当時院の妃昌子内親王の
2	康保2・正・7	正五位下	藤原済時	公	a	
3	天禄元・11・20	従五位下	藤原道綱	公・異	a B	
4	天禄3・正・7	従五位下	平惟仲	公・異	A	
5	天延3・正・7	従五位下	藤原道兼	公	a B	
6	天元3・正・7	従五位下	藤原道長	公・異	a B	
7	天元4・正・7	従五位下	藤原斉信	公	a	
8	天元5・正・6	正四位下	藤原道隆	公・小	a B	
9	永観2・8・25	従五位上	藤原道兼	公	a B	
10	寛和元・11・20	従五位下	藤原道頼	公	a B	
11	寛和2・7・22	従五位下	源道方	公	a	
12	寛和3・正・7	正五位下	藤原道頼	公	a B	
13	永延2・正・7	従五位下	藤原実成	公	a B	

14	永延 3・正・7	従五位下	藤原隆家	公	a B	太皇太后宮大夫。13：父公季は院の母安子の弟で、安子に皇子のように育てられ(『大』卷三)即位と同日に元服し讓位後は院司(『権』寛弘8年11月16日条)。18・19：実成の子で公季に寵愛された(『大』卷三)。15：院判官代(『御』長和2年4月27日条)。
15	長保 6・正・5	従五位下	藤原頼孝	権	A	
16	寛弘 5・正・7	正五位下	藤原忠経	御	a B	
17	寛弘 5・正・11	正五位下	藤原道雅	中・御	a B	
18	寛弘 8・10・16	従五位上	藤原公成	公	a B	
19	寛弘 9・11・21	正五位下	藤原公成	公	a B	

東宮師貞親王・花山院

1	安和 3・正・7	従五位下	藤原為頼	為	A	1：当時春宮少進(『為』)。9：為頼の子。2：当時春宮亮。3：東宮の叔父。後に春宮亮、即位と同時に藏人頭。4：義懐の甥。6：第三節参照。7：院別当(『書』)。8：則光らと共に院の藤原道長第御幸に供奉しており(『御』寛弘元年5月27日条)、院司と思われる。10：女御姫子の兄弟。院と親密な故為尊親王室(藤原伊尹女)も方違に相任宅へ行く(『権』長保4年9月18日条)など、関係が深い(⑤)。
2	天延 2・11・18	正五位下	藤原時光	公	A	
3	貞元 2・正・7	正五位下	藤原義懐	公	B	
4	永観 2・正・7	従五位下	藤原行成	公・異(④)	a B	
5	長徳 2・正・10	従五位上	藤原成周	小	D	
6	長保 2・正・24	従五位下	平維幹	小	D	
7	長保 3・正・30	従五位上	橘則光	権	A	
8	長保 6・正・5	正五位下	平孝信	権	A	
9	寛弘元・9・25	?(加階)	藤原伊祐	御	a	
10	寛弘 3・7・25	?	藤原相任	権	B	

東宮懷仁親王(一条天皇)

1	永観 2・10・10	正五位下	藤原道兼	公	a B	1：東宮の伯父。兄道隆は当時春宮権大夫。2：道隆の子、道兼の甥。
2	寛和元・11・20	従五位下	藤原伊周	公	a B	

東宮居貞親王(三条天皇)

1	寛和 2・7・27	正五位下	藤原道長	公	B	1：東宮の叔父。3：道長の子。後に春宮権大夫。7：道長の甥。父道綱は東宮傳。2：東宮の妃城子の弟。後に春宮亮、即位後は藏人頭。4：当時春宮少進(『権』長保6年正月5日条)。5：東宮や道長の使者として行動している(⑥)。6：実父懷平は当時春宮権大夫。
2	正暦 4・11・15	正五位下	藤原通任	公	B	
3	長保 6・正・5	従四位下	藤原頼通	公・権	B	
4	長保 6・正・5	従五位下	藤原尚忠	権	A	
5	寛弘 2・3・26	正五位下	藤原挙直	権・御	C	
6	寛弘 4・正・7	正五位下	藤原資平	公	a	
7	寛弘 8・10・16	正五位下	藤原兼経	公	a B	

東宮敦成親王・故後一条院

1	寛弘 8・10・12	正五位下	源朝任	公	B	1：東宮外戚道長の室倫子の甥。即位後は藏人頭。2：養父齊信は当時春宮大夫。3：当時春宮権亮(『中』)。4：道長室明子の甥。父俊賢は当時東宮母彰子の宮司。5：元藏人(『山』建久3年11月20日条)。6：故院の従兄弟。
2	長和 2・正・7	従五位上	藤原経任	公(⑦)	a	
3	長和 2・正・7	従四位上	藤原道雅	中	A	
4	長和 3・12・16	従五位下	源隆国	公	B	
5	長元 9・7・14	従五位下	藤原俊経	山	A	
6	長元 9・11・16	従四位上	藤原通基	公	B	

小一条院

1	長元 3・正・5	正四位下	藤原兼頼	公	B	1：叔母寛子は院の女御。寛子死後父頼宗が院の後見となる(⑧)。名未詳の姉妹も院の女御。2：院の子。
2	長久 4・正・7	正四位下	源基平	公	B	

東宮敦良親王(後朱雀天皇)

--	--	--	--	--	--	--

1	万寿4・正・5	従五位下	藤原経季	公・小	a	1: 養父実資は当時東宮傅。2・7・8: 東宮母彰子・東宮御息所嬉子の甥。兼頼父頼宗は当時春宮大夫。通基父教通も元春宮大夫。3・6: 父泰通は当時春宮亮(『小』長元2年9月10日条・同4年正月3日条)。母源隆子は東宮乳母。4: 当時春宮権亮。5: 父定頼・外戚源濟政とも東宮昇殿を許される(『左』寛仁元年8月10日条)。
2	万寿4・正・7	正五位上	藤原兼頼	公	a B	
3	長元3・3・8	従五位下	藤原泰憲	公	a B	
4	長元4・正・5	正四位下	藤原良頼	公・小	A	
5	長元6・正・7	従五位上	藤原経家	公	C	
6	長元7・正・6	従五位上	藤原泰憲	公	A B	
7	長元8・正・7	従四位下	藤原通基	公	a B	
8	長元9・正・6	従四位下	藤原通房	公	a B	

東宮親仁親王(後冷泉天皇)

1	長暦2・正・7	正四位下	藤原通基	公	a B	1: 父教通は当時東宮傅。叔母嬉子は東宮の母。2: 当時春宮権大進。3: 父行経は長暦3年から春宮権亮。
2	長久3・正・7	従四位下	高階成章	公(⑨)	A	
3	長久4・正・6	従五位下	藤原伊房	公(⑩)	a	

年爵表2(藤原氏の三后・女院・准后を給主とするもの)

No.	叙位年月日	位階	被叙位者	典拠	関係	備考
-----	-------	----	------	----	----	----

皇太夫人(中宮)藤原温子(宇多天皇女御)

1	寛平9・11・23	従五位下	平伊望	公	B	当時中宮殿上人。父惟範は温子の従兄弟。
---	-----------	------	-----	---	---	---------------------

皇太夫人(中宮)・皇太后・太皇太后藤原明子(文徳天皇女御)

1	昌泰元・11・21	従五位下	藤原邦基	公・異	a B	明子の従兄弟。父良世は明子宮司を歴任。
---	-----------	------	------	-----	-----	---------------------

醍醐天皇中宮・皇太后・太皇太后藤原穩子

1	承平2・11・16	正五位下	藤原敦忠	公・三	B	1・2・3: 穩子の甥。兼忠は穩子の姉妹である母の死後、穩子の兄仲平家に養育され(『後』巻一六), 後に宮司となる。4・5・7: 父師輔は穩子の甥で、天慶7年まで中宮大夫。6: 父実頼は穩子の甥。
2	承平4・正・7	従五位上	藤原師氏	公	B	
3	承平8・正・7	正五位下	源兼忠	公・異・貞	B	
4	天慶4・2・7	従五位下	藤原伊尹	公	a B	
5	天曆2・正・7	従五位下	藤原兼家	公	a B	
6	天曆7・正・7	正五位下	藤原斉敏	公	B	
7	天曆9・11・22	従五位下	藤原高光	三	a B	

村上天皇中宮藤原安子

1	天徳4・正・7	正五位下	藤原兼家	公	B	1・3: 安子の弟。2・4: 父兼通は安子の兄で、当時中宮権大夫。5: 父高明は当時中宮大夫。
2	天徳5・正・7	従五位下	藤原顯光	公・異	a B	
3	応和2・正・7	従五位上	藤原為光	公	B	
4	応和3・正・7	従五位下	藤原朝光	公	a B	
5	応和4・正・5	従五位下	源忠賢	西	a	

円融天皇中宮藤原嬪子

1	天延3・正・7	従四位下	藤原時光	公	B	嬪子の弟。
---	---------	------	------	---	---	-------

円融天皇中宮・皇后・皇太后・太皇太后藤原遵子

1	寛和元・11・21	正四位下	藤原公任	公	B	1：遵子の弟。後に遵子の宮司となる。4・5：公任の子。公任は当時皇太后宮大夫。2・7：父懐平は遵子の従兄弟で、中宮侍所別当(『小』天元5年3月11日条)。8：経通の甥。3：当時皇太后宮少進(『権』長保6年正月5日条)。6：父行成は当時皇太后宮権大夫。
2	永祚2・正・7	従五位下	藤原経通	公	a B	
3	長保6・正・5	従五位下	在原信義	権	A	
4	寛弘4・12・25	従五位下	藤原定頼	公・中・御	a B	
5	寛弘7・閏2・20	正五位下	藤原定頼	公・中	a B	
6	寛弘8・8・23	従五位下	藤原良経	権・御	a	
7	寛弘9・11・21	従五位下	藤原経任	公	a B	
8	長和4・正・5	従五位下	藤原資房	公	B	

皇太后藤原詮子・東三条院(円融天皇女御)

1	寛和2・11・18	従四位下	藤原道長	公(①)・異	B	1：詮子の弟。2：詮子の甥。父道隆は当時皇太后宮大夫。3：詮子と親密な道長および資子内親王と関係が深い(②)。4：父時中は道長室倫子の兄で、詮子の宮司。
2	寛和3・正・7	従五位上	藤原伊周	公	a B	
3	寛和3・2・19	?	源奉職	小	C	
4	長保5・正・7	従五位下	源朝任	公	a B	

一条天皇中宮・皇后藤原定子

1	正暦2・正・7	従五位上	藤原隆家	公	B	1：定子の弟。2：父扶義は当時に中宮権大夫。3：当時に中宮少進(『権』長保2年2月11日条)。
2	長徳4・2・23	従五位下	源経頼	公・権	a	
3	長保2・2・11	従五位下	藤原惟通	権・御	A	

一条天皇中宮・皇太后・太皇太后藤原彰子・上東門院

1	長保6・正・5	従五位下	藤原道雅	中・御	B	1：父伊周は彰子の従兄弟。2・3：彰子の弟。4・16：父行成は藏人頭として彰子立后に尽力し、彰子の父の道長は行成の子息に報恩する気であった(『権』長保元年12月7日条)。実経は元服の際に道長から馬を贈られている(『御』寛弘6年12月14日条裏書)。5：父実成は元中宮権亮。6：義父源俊賢は当時皇太后宮大夫。7：俊賢の子。8：父隆家は彰子の従兄弟。20・28・31：経輔の子。9：第三節参照。10：父済政は彰子の宮司から上東門院別当(『左』万寿3年正月19日条)。彰子所生の敦成親王家別当でもある(『御』寛弘5年10月17日条裏書)。40・43：父経家の母は済政女。11：当時上東門院判官代(『左』長元4年正月11日条)。父頼明も彰子の宮司・院司を歴任(『左』万寿3年正月19日条)。19：惟任の兄弟。12・13・15・17・22・24・29：彰子の甥。35・44：忠家の子。14・18・27：父経通は彰子の宮司から上東門院別当(『左』万寿3年正月19日条)。21・25・32・33・39・42：祖父俊賢は彰子の宮司から上東門院別当(『左』万寿3年正月19日条)。父隆国も上東門院
2	寛弘2・10・22	従四位上	藤原頼通	公・権・御	B	
3	寛弘5・正・7	従四位下	藤原教通	公	B	
4	寛弘7・正・5	?	藤原実経	権	B	
5	寛弘8・正・20	従五位下	藤原公成	公・小	a	
6	寛弘9・11・21	従五位下	藤原師経	公	a	
7	長和5・正・6	正五位下	源顕基	公	a	
8	寛仁2・4・7	従五位下	藤原経輔	公	B	
9	治安元・2・7	従五位下	宗形信遠	小	D	
10	万寿4・正・7	正五位下	源資通	公・更	a	
11	長元4・3・28	従五位下	藤原惟任	小・左	A	
12	長元4・11・16	従四位上	藤原信家	公	B	
13	長元5・11・26	従五位下	藤原信長	公	B	
14	長元7・11・19	従五位下	藤原顕家	公	a	
15	長元8・3・10	従五位下	藤原能長	公	B	
16	長元9・正・6	正四位下	藤原行経	公	B	
17	長元9・7・3	従四位上	藤原通房	公	B	
18	長暦2・正・5	従四位上	藤原経季	公	a	
19	長暦3・正・6	従五位下	藤原憲輔	春	a	
20	長久2・10・17	従五位下	藤原長房	公	B	
21	寛徳元・12・16	従四位上	源隆俊	公	a	
22	寛徳元・12・30	従五位下	藤原忠家	公	B	
23	永承3・12・7	従四位上	源俊房	公	B	
24	永承3・12・7	従四位上	藤原忠家	公	B	
25	永承4・2・5	正四位下	源隆俊	公	a	
26	永承5・11・3	正五位下	源顕房	公	B	

27	永承 5・11・13	従四位上	藤原顯家	公	a	別当。41：隆俊の子。23・26：父師房は彰子の弟頼通の養子で、摂関家の嗣子と見なされていた(13)。母藤原尊子は彰子の妹。36：顯房の子。30：父道方は彰子母源倫子の従兄弟で敦成親王家藏人所別当(『御』寛弘5年10月17日条裏書)。34：祖父高雅は彰子宮司や敦成親王家別当を歴任(『権』長保2年2月25日条・『御』寛弘5年10月17日条裏書)。道長にも長く仕え信頼されていた(『御』寛弘6年8月28日条)。父行任も彰子の宮司・院司や(『小』長和5年6月2日条・『左』万寿3年正月19日条)敦成親王家藏人(『御』寛弘5年10月17日条裏書)を歴任。37：祖父頼宗は彰子の弟で、上東門院別当(『左』万寿3年正月19日条)。
28	永承 6・正・7	従四位上	藤原長房	公・本	B	
29	永承 7・正・5	正四位下	藤原祐家	公	B	
30	永承 8・正・5	正四位下	源経信	公	B	
31	天喜 5・正・7	正四位下	藤原長房	公	B	
32	康平 2・正・7	正五位下	源隆綱	公	a	
33	治暦元・10・11	正四位下	源隆綱	公	a	
34	治暦 2・2・14	正四位下	源高房	水	a	
35	治暦 2・12・22	従五位下	藤原基忠	公	B	
36	治暦 4・3・20	従五位下	源雅実	公	B	
37	治暦 4・7・19	従四位下	藤原敦基	本	a B	
38	治暦 4・7・25	従五位下	源仲子	本	D	
39	治暦 4・11・21	従四位上	源俊明	公・本	a	
40	延久 3・正・28	従四位上	藤原公定	公・本	a	
41	延久 3・12・26	従四位上	源俊実	公	a	
42	延久 4・4・26	正四位下	源俊明	公	a	
43	延久 4・12・28	正四位下	藤原公定	公・本	a	
44	承保 2・正・28	正四位下	藤原基忠	公	B	

三条天皇中宮・皇太后藤原妍子

1	寛仁 2・正・7	正五位下	藤原長家	公	B	1：妍子の弟。2：父隆家は妍子の従兄弟。3：父済政は妍子の宮司(『小』寛仁3年4月23日条)。4：父道方は妍子母源倫子の従兄弟で、当時皇太后宮権大夫。
2	寛仁 3・正・5	従五位上	藤原経輔	公	B	
3	治安 2・4・3	従五位下	源資通	小	a	
4	治安 4・正・7	従五位下	源経長	公	a B	

後一条天皇中宮藤原威子

1	寛仁 2・10・26	従四位上	藤原長家	公	B	1・2：威子の弟。3：当時中宮大進(『左』寛仁4年正月7日条)。4：威子の父道長の従者と思われる(14)。5：父済政は威子の姉彰子・妍子の宮司・院司。6：父行成は先述の通り道長と親交があった。7：威子の兄頼通の従者で(15)伯母詮子の雑色(『北』)。8：父道方は威子母源倫子の従兄弟。9：威子の甥。10：父守隆は彰子の宮司・院司俊賢の甥。11：当時中宮大進(『範』長元9年7月17日条)。12：威子の宮司(『小』寛仁2年10月16日条・『左』類聚雜例長元9年4月17日条)。
2	寛仁 3・正・7	正四位下	藤原長家	公	B	
3	寛仁 4・正・7	従五位上	藤原公業	左	A	
4	治安 3・正・18	正五位下	藤原致光	小	C	
5	万寿 2・正・6	従五位上	源資通	公・更	a	
6	万寿 4・正・5	正五位下	藤原行経	公	B	
7	万寿 4・3・16	従五位下	平直方	小	A	
8	長元 3・8・5	従五位下	源経信	公	B	
9	長元 6・正・5	正四位下	藤原信家	公	B	
10	長元 8・3・11	従五位下	源長季	左	a	
11	長元 9・7・17	?	藤原親経	範	A	
12	長暦 2・12・14	従四位上	源為善	春	A	

准后源倫子(藤原道長室)

1	寛仁 3・10・19	従五位下	藤原経仲	小	a	1：父経通は倫子の女彰子の宮司・院司。2：父隆家は道長の甥。3：祖父源済政は倫子の甥で、彰子・妍子姉妹の宮司・院司。父定頼も妍子の宮司。4・5：倫子の孫。6：未給による倫子薨後41年目の例外的な叙位。
2	治安 2・正・5	正五位下	藤原良頼	公	B	
3	長元 4・2・29	従五位下	藤原経家	公	a B	
4	長元 7・正・7	正五位下	藤原通基	公	B	
5	長元 9・7・10	従四位下	藤原信長	公	B	
6	寛治 8・7・16	従五位下	藤原家保	公	D	

三条天皇皇后藤原城子

1	寛仁4・正・5	正五位下	藤原経任	公	a	1・2：実父懐平は皇后宮大夫。3： 城子の甥。叔父為任は皇后宮亮（『小』 寛弘9年4月27日条）。5：皇后宮大進 （『左』万寿2年4月26日条）。6：藤 原実資の女千古の家司（『小』万寿4年 4月21日条）。城子崩後実資が仲介し た叙位であろう。
2	寛仁4・11・13	従四位下	藤原経任	公	a	
3	寛仁5・正・5	従五位下	藤原師成	公	a B	
4	治安3・正・27	従五位下	平成信	小	D	
5	治安4・正・26	正五位下	藤原隆光	小	A	
6	万寿2・12・13	従五位下	藤原経孝	小	D	

年爵表3（皇族の三后・准后を給主とするもの）						
No.	叙位年月日	位階	被叙位者	典拠	関係	備考
准后康子内親王（藤原師輔室）						
1	天曆11・正・7	従五位下	藤原為光	公	B	1：康子の夫師輔の子。母は康子姉の 稚子内親王。2：師輔の甥。
2	天徳2・正・7	従五位下	藤原済時	公	B	
冷泉天皇中宮・皇太后・太皇太后昌子内親王						
1	康保4・10・11	従五位下	藤原道隆	公	a	1：父兼家は冷泉即位前から春宮亮 で、当時は冷泉天皇の蔵人頭。2：当 時冷泉天皇の蔵人頭・侍従。6：済時 の子。3：冷泉天皇の侍従（『中』）。 姉の懐子は冷泉天皇女御。4：昌子の 従兄弟。5：母は昌子の従姉妹。9： 養父実資は当時太皇太后宮大夫。
2	安和元・11・23	従四位上	藤原済時	公	A	
3	天禄3・正・7	正五位下	藤原義孝	中	A B	
4	天延3・正・7	従五位下	源俊賢	公・異	B	
5	天元4・正・7	従四位下	藤原公任	公・異	B	
6	寛和2・7・22	従五位下	藤原通任	公	a	
7	長徳2・正・10	?	藤原明子	小	D	
8	長徳2・正・10	?	惟宗義子	小	D	
9	長徳3・正・7	従五位下	藤原資平	公	a	
准后資子内親王						
1	天禄4・正・7	従四位下	源時中	公・異	a	1：父雅信は資子の父村上天皇の蔵人 頭。時中は乱蕃の御遊の際、資子に付 き従っている（『円』）。2・3・4・5 ・8・11：資子の従兄弟。朝光の父兼 通は資子の母藤原安子の宮司。誠信・ 公信の兄弟で朝光・道隆の従兄弟でも ある齊信は資子内親王家別当（『小』長 和4年4月26日条）で、貞元2年には 誠信・公信の父為光の邸宅に資子が移 る（『略』同年11月9日条）。実成の母 も資子の従姉妹。経房の父高明は安子 の宮司。6：朝光の子。7：父珍材は 村上天皇の蔵人(16)。9：先述の通り 資子に仕えていた。13：伯母は村上 天皇女御。
2	天延2・正・7	従四位下	藤原朝光	公	a B	
3	天延2・11・18	従五位下	藤原誠信	公・異	a B	
4	天延3・正・7	正五位下	藤原道隆	公	a B	
5	永観2・正・7	従五位下	源経房	公・異	B	
6	寛和2・11・20	従五位下	藤原朝経	公・異	a B	
7	寛和3・正・7	正五位下	平惟仲	公・異	a	
8	永延3・正・7	従五位上	藤原実成	公	a B	
9	正暦4・正・9	正五位下	源奉職	権	C	
10	長徳4・2・23	従五位下	清原惟方	権	D	
11	長徳5・正・7	従五位上	藤原公信	公・異	a B	
12	長保2・10・11	従五位下	藤原時正	権	D	
13	長保6・正・5	正五位下	藤原令尹	権	B	
准后惠子女王（藤原伊尹室）						
1	寛和2・7・22	正五位下	藤原齐信	公	B	1：惠子の夫伊尹の甥。2：惠子の 孫。3：第三節参照。
2	寛和3・正・7	従五位上	藤原行成	公・異	B	
3	長保3・3・2	従五位下	藤原兼頼	権	D	

准后修子内親王						
1	寛弘 4・5・7	従四位下	藤原頼宗	公	B	1：修子の母藤原定子の従兄弟。父道長は修子の後見的存在であった(⑯)。修子は後に頼宗の女延子を養女にする(『栄』巻二一)。5：頼宗の子。2・3・4：定子の甥。道雅の叔父で良頼・経輔の父隆家は修子と関係が深い(⑱)。6：良頼の子。
2	寛弘 6・正・7	従四位下	藤原道雅	中	B	
3	長和 4・正・5	従五位下	藤原良頼	公	B	
4	寛仁 4・正・5	正五位下	藤原経輔	公	B	
5	長元 5・正・6	正五位下	藤原俊家	公	B	
6	長久 3・正・5	正五位下	藤原良基	公	B	
准后敦康親王						
1	長和 5・11・14	正五位下	藤原師経	公	a	1：敦康の侍者藤原定佐の従兄弟(『権』長保3年8月11日条)。
2	寛仁 4・11・17	従五位下	平信方	小	D	

〔典拠略称〕公：『公卿補任』。異：『異本公卿補任』（九条家本『中右記部類』紙背）。西：『西宮記』。三：『三十六人歌仙伝』。貞：『貞信公記』。古：『古今和歌集目録』。中：『中古歌仙三十六人伝』。小：『小右記』。権：『権記』。御：『御堂閔白記』。大：『大鏡』。為：宮内庁書陵部『為頼集』勘物。書：『書写山円教寺旧記』。山：『山槐記除目部類』。後：『後撰和歌集』。更：『更級日記』勘物。左：『左経記』。春：『春記』。本：『本朝世紀』。水：『水左記』。北：『北条系図』。範：『範国朝臣記』。円：『円融院扇合』。略：『日本紀略』。栄：『栄花物語』。

〔表中註〕①『公』は5月に御即位叙位で叙されたとするが、宇多天皇の即位は11月なので日付は『異』に従う。②『異』は叙位を延喜5年正月7日とするが、この日の叙位は節会とともに停止されており(『略』同日条)、『公』に従う。③土田直鎮「平安中期の武蔵国司」(『府中市史史料集』13所収、1966年)。利春は延喜18年には宇多院院分国の武蔵守に任じられている(『古』)。利春の父とされる(『小野氏系図』)小野美材も『寛平御時后宮歌合』に参加しており、「万機余暇、挙宮而方有事合歌、(中略)近習之才子各献四時之歌」(『新撰万葉集』序)といわれた宇多院と関係があった。④『異』は叙位を天元5年正月とするが、『小』同年2月25日条に行成元服の記事が見えることから『公』に従う。⑤『権』寛弘3年7月25日条・同年10月17日条に「鴨院」から相任に当年年爵を賜わるように申請されたことが見える。『権』によれば故為尊親王室は寛弘2年8月13日以来鴨院に移っており、この叙位は故為尊親王室の申請によることわかる。花山院と故為尊親王室との親密な関係については今井源衛『花山院の生涯』(1976年、桜楓社)第四章参照。⑥『御』寛弘元年6月9日条に東宮の使者として、同5月3日条に道長の使者として見える。⑦新訂増補国史大系本の校異によると、諸本はこの叙位を長和6年、任少将を寛仁3年とするが、『小』長和3年正月25日条に経任の任少将の記事が見えることから、前田家新写本に従う。⑧山中裕『平安人物志』(1974年、東京大学出版会)第六章。⑨『公』はこの叙位を「長久四年未給」によるものとするが、叙位の年から考えて「長暦四年未給」とすべきであろう。⑩『公』には長元4年とあるが、当時伊房はわずか2歳であり、長暦か長久の誤りと思われる。同じ給主による高階成章の叙位が長暦4年未給によるものと考えられることと、伊房の年齢から判断して、長久4年(伊房14歳)の叙位とすべきであろう。⑪『公』は尻付を「皇后宮御給」とするが、当時皇后宮はいないので『異』に従う。⑫道長は奉職の二条宅にしばらく住んでいる(『権』長保元年8月29日条・同2年2月10日条)。また、奉職は正暦4年に資子内親王の年爵により正五位下に叙され(『権』同年正月9日条)、故詮子を供養する法華八講の際には資子内親王の使者として香を持参している(『御』寛弘元年5月19日条)。資子内親王は詮子の懐妊を喜び、藤原遵子が詮子よりも先に立后したことを嘆くなど詮子と親密であった(『栄』巻二)。⑬坂本賞三『藤原頼通の時代』(1991年、平凡社)第二章第2節。⑭道長の前駆(『御』寛弘2年9月4日条)。頼通の隨身に乱暴された際には道長に訴えている(『小』治安元年7月19日条)。⑮野口実『坂東武士団の成立と発展』(1982年、弘生書林)52頁。⑯市川久編『蔵人補任』(1989年、続群書類従完成会)参照。⑰道長は修子内親王の著袴や著裳の際に腰を結んでいた(『権』長徳4年12月17日条・『小』寛弘2年3月27日条)、修子内親王が三条宮へ移る際には金作りの車を提供している(『御』長和2年正月27日条)。⑱寛弘8年に修子内親王が隆家宅に移り(『小』同年8月11日条・『権』同日条)、後に三条宮へ移る際には隆家が行事を勤めた(『小』長和2年正月28日条)。

関係が複合していることを示す。また、紙幅の関係上、繁雑ではあるが各事例の考証は表中の備考欄および表中註に圧縮し、『尊卑分脈』・『公卿補任』に依拠した部分は原則として典拠を記さない。⁶¹⁾

さて、これらの表から実例を検討すると、東宮・院など皇族の年爵ではA(a)と分類した要素が強く、東宮時代の宮司(坊官)から即位後に藏人となり、讓位後は院司となるような者や、その近親者が年爵により叙位される場合が目立つ。また、藤原氏の三后や女院の年爵ではBと分類した要素が強く、例えば藤原頼忠の娘である遵子の年爵のほとんどが小野宮家系統の者に給わっているように、一族・一門意識が強く感じられる。これらの場合にはいずれも、通説のように叙料が給主に支払われることは不自然であると思われる。

このように、年爵による叙位において、史料上に残っている実例では、被給者が給主となんらかの関係を有する場合が圧倒的に多いことが指摘できる。その関係を大別すると、宮司・院司などの官司組織に基づく関係と、血縁・姻戚などの私的な関係との二種類から構成されており、両方の要素を併せもつ場合もある。前者の場合でも、宮司・院司自身が年爵を給わるよりも、自分の給主との関係を利用して子供などを叙爵させる場合の方が一般的であり、年爵はあたかも蔭位の制のようであるといえる。

三、年爵の本質

前節で検討したような給主と被給者との関係は、実例以外の史料からもうかがえる。例えば、宮司・院司などの官司組織に基づく関係の例としては、『権記』寛弘八年五月二七日条に敦康親王に准后の待遇を認めることについて、

給年官年爵并年給受領之吏等、令一兩宮臣得恪勤之便、是上計也、

という記主藤原行成の意見が見える。この史料では親王の身辺に仕える宮臣に対し、その恪勤の労によって年官・年爵による任官・叙位を給わることがわかる。また『本朝統文粹』卷四、善滋為政の「入道後、^(藤原道隆)謝准后儀表」には、

加之所陪從者、納衣之法侶也、誰有任人賜爵之望、

とあり、准后の待遇を辞退する理由として、入道した道長に陪從する者は僧侶なので、年官・年爵による任官・叙位を希望する者がいないことを述べており、年爵を給主に近侍する者に給わることがうかがえる。

さらに、より具体的な史料を挙げると、『榮花物語』卷一二には、^(原倫子)上の御前のかく后と等しき御位にて、よろづの官爵得させ給などして、年頃の女房も皆爵を得、あるは四位になさせ給もあり、

とあり、『朝野群載』卷九、散位従五位下藤原惟房の任官申文には、

惟房陽明門院后宮之時、去長曆元年補侍所長、多積上日、已為一薦、(中略)因茲雖非宿望、叙御給爵、

とある。これらはいずれも給主に仕えて労を積んだ者である、年頃の女房や一薦の侍所長が年爵によって叙位されていることを示している。

血縁関係を示すものでは、例えば『源氏物語』匂宮に、

二品の宮の若君は、院の聞えつけ給へりしままに、冷泉院の帝、とり分きておぼしかしづき、(中略)御賜の加階などをさへ、いづこのころもとなきにか、いそぎ加へておとなびさせ給ふ、

とあり、この若君とは光源氏の子の薫のことで、冷泉院の甥にあたり、この場合には明らかに血縁関係によるものであると認められる。

ところが一方では、被給者は給主と全く関係がない例も見られる。実例のなかでDと分類したものは、史料的制約のために関係未詳のものも多いが、なかには明らかに無関係とわかるものもある。『小右記』長保元年一二月九日条には、

常陸介維幹朝臣先年所申給、華山院御給爵料不足料絹廿六疋及維幹名簿等送之、以維幹可預采爵者、維幹余僕也、進馬三疋毛付、以院判官代為元令奉絹及維幹名簿等、

とあり、藤原実資が自分の「僕」の平維幹の叙爵を花山院に申請して、爵料不足分と名簿を送っている。これに対し同月一日条には、

為元朝臣来、院仰云、常陸介維叙朝臣進絹令納給了、但以明年御給采爵可給維幹之由可仰遣者、

という花山院の返事が見え、交渉が成立している。この例は実資が仲介したものであり、明らかに給主の花山院と被給者の平維幹の間には関係がない。また、『小右記』治安元年二月七日条には、

天皇太后宮去寛仁三年御給爵、給高田牧司宗形信遠、今夜請仰位記、

とある。ここに見える筑前国高田牧は小野宮家の牧であり、宗形信遠は実資と関係が深い、同寛仁三年正月一日条には、

前太府婦入、以左大将被呼下官、奉調、「鬼間、」命云、太后宣云、

上達部悉触示雜事、年来汝不示一事、給爵欲給、可充家作事等者、申云、更所不思給、無極恐悅、非賜此御給、多悅恩顧深、須臨叙位期可蒙処分、

とあり、同月五日条には、

参前太府、(中略)令申太后御給爵案内、「今般無可叙之人事也、」(中略)参弘徽殿、(中略)令啓御給爵之恐、

とある。ここでは、特別に実資は藤原彰子からその寛仁三年分の年爵、すなわち被給者の決定権やそれによる収益権を実資が給わったが、寛仁三年の段階では叙位されるべき人物がいなかったため、実資は彰子の申し出を辞退していたが、治安元年になって自分と関係が深い信遠を叙爵させたのである。この場合も彰子と信遠には関係がない。また、『権

記』長保三年三月二日条には、

遣召陳泰朝臣、仰藤原兼頼所進采爵料先進百疋殘可令弁申之由、申云、為承其案内所参也、即持采絹百疋、為使惟弘奉送東院、件爵故惠子女王御給、正曆元・二年料内官三分未給返上、申采爵一人、有裁許、仍求要望者之処、件朝臣伝大僧正云、兼頼申貢絹二百疋申爵由、仍以百疋充法会日十僧布施料、以百疋彼院也、

とある。これは、故准后惠子女王の合爵による叙位に兼頼が応募し、その爵料の半分を惠子女王の娘である為尊親王室(「東院」)が受け取っている史料で、この場合でも給主と被給者は無関係である。このように無関係と断定できる実例は数少ないが、残存する実例の主たる典拠が『公卿補任』であることを考慮すれば、おそらく氷山の一角とでもいふべきものであり、畿外の中・下級官人が関係する場合には、給主と被給者が無関係であることが現実には多かったと考えられる。藤原氏に比べて経済状況が悪いと思われる皇族の年爵例には、Dが目立つのである。

実例以外の史料にも、このような場合、すなわち給主が年爵によって得分を得ていることがしばしば見える。例えば『栄花物語』巻四には、花山院の窮乏生活の描写のあとに、

つかさかうぶり・御封などはあべき事なり、いとかたじけなき事なりと定めさせ給て、さるべきつかさかうぶり・御封など奉らせ給へば、いとど御里任心安くひたぶるにおほされて、東の院の北なる所におはしまし所造らせ給ふ、

とあり、花山院が年爵による得分を生活の糧にしていることがわかる。

これらのことを考えると、年爵には、給主と関係がある者を叙爵または加階させて、官司・院司などの職員としての労に報いたり、あたかも蔭位の制のように貴族の特権を一族として維持して行くことを目指すという性格と、通説のような、売位によって給主が利益を得る封禄制度と

いう性格とが見られ、年爵はこれら両方の性格を併せもつ二面構造の制度であることがわかる。『本朝文粹』巻二、慶滋保胤の「充華山法皇外祖母恵子女王封戸・年官・年爵勅」には、

授邑土三百戸、并年爵内外官三分等、聊為湯沐之資、兼与役従之輩、

とあり、また、『権記』寛弘八年八月一二日条には、

又曰、御給官必可賜恪勤之者、爵者縦雖可然人々被申、一度許歟、且給可然家司等中恪勤者、且可給歟者、

という藤原道長の言葉が見える。これらの史料には明確にこのような年爵の二面構造が示されているのである。

それでは、年爵のもともとの本質は、これら二つの性格のうちどちらであったであろうか。私は前者、すなわち給主と関係がある者を叙爵または加階させて、官司・院司など家政機関の職員としての労に報いたり、あたかも蔭位の制のように貴族の特権を一族として維持して行くことを目指すということが年爵の本質であると考える。その論拠は、実例には給主と被給者に関係がある場合が多いことだけでなく、年爵による叙位には恪勤位記が与えられることにもある。『雅頼卿次第』⁽⁶⁴⁾には、

諸院宮御給、諸司長官・弁・少納言・藏人・外記・史・諸司旁、大臣家令、四位・五位・六位皆用恪勤状、

とあり、すでに時野谷氏はこの元暦元(一一八四)⁽⁶⁵⁾年成立の史料から年爵に恪勤位記が与えられることを指摘されているが、このことは少なくとも一一世紀初期まで遡及できる⁽⁶⁶⁾。また、『柱史抄』⁽⁶⁷⁾上には、

文官〔恪勤状、諸宮御給等用此状、〕

中務、性理恪勤、功效克宣、慶賞攸鐘、抑惟令典、宣授采爵、用光朝章、可依前件、主者施行、

年月日

という恪勤位記が載せられている。これは、年爵の他、諸司旁や大臣家令(大臣が自家の家令の叙爵を申請するもの)の叙爵に用いられ、恪勤位記はその字義通り「性理恪勤」の者の勤務の労に対して与えられるものであることがわかる。つまり、年爵は本質的には「功」ではなく「労」に対して給わるものであることを意味している。一方、「功」による成功(采爵)には国用位記が与えられるのであり、年爵の場合と対照的である。

このような位記の区別はどこまで遡及できるか明確ではないが、おそらくも撰関期には年爵は「労」によるものと見なされていたわけであり、これまでの実例の分析結果を考え合わせると、やはり年爵の本質は給主の家政機関の職員や近親者に叙位を給わることにあると考えられ、その起源の要因も第一節に述べた私見のような状況が想定できよう。

おわりに

平安時代にはいと、九世紀に始まって一〇〜一一世紀の間に著しく進行した律令国家機構中枢の改革により、藏人所が令制・令外の諸官司を吸収して内廷経済を一手に引き受ける独立官庁に成長することや、天皇の私的な儀式が整備されて公的性格を帯びるようになることなどに象徴される、国政の矮小化・家政化、言い替えれば「公」から「私」への変化が進むことが先学の研究⁽⁶⁸⁾によって明らかにされている。この変化のなかで、平安時代中期には天皇との私的関係が官僚制的原理より優勢になるが、実例の分析から年爵による叙位もこの変化を推進していることがわかる。

本来、考課によってどの人物を叙位・任官するか決定権(これを考課権と仮に呼ぶ)は、政府にあるのが原則であった。それが、国政の矮

小化・家政化が進むなかで、個人が叙位・任官される人物を選考する、すなわち政府が独占していた考課権がある特定の個人に分散されるようになったのではないだろうか。律令制のもとでも、家令や帳内・資人の考課は各人の本主が行い、さらに帳内の労が満ちて叙位に臨む際に、本主が内階に叙位させようと思えばできたのである。年爵による叙位では、第一節の末尾で触れたように、たとえ下姓の者でも内階に叙されるのが一般的であり、ここでは深く検討する余裕はないが、帳内の場合との関連性を感じられる。また、東宮や院との個人的関係によって叙位や任官を給する事例は、すでに平安時代初期からたびたび史料上に見えており、先に述べたような年爵の本質は制度化される以前から存在していたのである。以前から事実上分散していた考課権が制度として東宮・院・三后に与えられ、それを東宮・院・三后とその親族の藤原氏などの権門が、中・下級官層を引き寄せる引力として機能させたのであり、年爵制度はいわゆる権門体制を生み出す要因の一つとなったと再評価されるべきである。

なお、年給のもう一つの要素である年官制度についての詳細は別稿に譲るが、こちらも給主と被給者との関係や本質は年爵とある程度は同じであったと思われる。⁽⁷⁾年給について、これまでは食封制の崩壊からそれに代わる封禄制度として生まれ、その本質は売位・売官であるとのみ認識されてきたが、今後は考課権の分散という視点から考えることが必要であろう。

註

(1) 時野谷滋『律令封禄制度史の研究』第二篇(一九七七年、吉川弘文館)。例えば、橋本義彦氏は『平安貴族』(一九八六年、平凡社)二一六頁において、時野谷氏の年給制度に関する見解に対しては、いまままで正面から取り組んだ反論が出されていないと述べられている。

(2) 時野谷氏以前の研究では小中村清矩「年官年爵并成功重任考」(『陽春廬雜考』所収、一八九七年、吉川弘文館。のち『法制論纂』所収、一九〇三年、大日本図書)や八代国治「年給考」(『史学雜誌』一一四・五・七八、一九〇〇年。のち『国史叢説』所収、一九二五年、吉川弘文館)などがある。

(3) 拙稿「親王の年官について―巡給制度の考察―」(早稲田大学大学院『文学研究科紀要』哲学・史学編別冊一七、一九九一年)。

(4) 時野谷滋前掲註(1)書二四八―九頁、二五五頁。

(5) 最近の研究では黒板伸夫「藤原行成の子息たち―後期撰関時代の政治と人脈を背景に―」(『後期撰関時代史の研究』所収、一九九〇年、吉川弘文館)や五味文彦「藤原定家の時代―中世文化の空間―」(岩波新書、一九九一年)第一章などがあり、また時野谷氏自身も給主と被給者の関係が存在することについて示唆されている。前掲註(1)書三七六頁。

(6) 須田春子「准后・女院の乱立と「院官給」」一・二(『古代文化史論叢』四・五、一九八三・八四年)、永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」(『国学院大学大学院紀要―文学研究科―』一七、一九八六年)。

(7) 後白河天皇女御藤原璋子は年爵を給せられており、実例も多く見えるが、いまのところ准后宣下されたことが確認できず、例外的な給主である。

(8) 管見の限りでは、寛平一〇年二月に皇太后班子女王の年官で佐伯春宗が諸陵少允に任ぜられたのが史料上の初見で(田中家旧蔵本『春玉抄』竟夜中)、その後も例は多い。

(9) 時野谷滋前掲註(1)書二二五―八頁。

(10) 嵯峨上皇が承和九(八四二)年に崩御したのち、貞観一八(八七六)年に清和天皇が讓位して上皇となるまで院は存在しない。

(11) 家政機関の職員を旁に應じて任官したことは前掲の『日本三代実録』貞観七年正月二五日丁未条からうかがえる。

(12) 内給によっても、藏人所や穀倉院の職員などの近親者を申任しているが、これらは小舎人・雑色クラスの者で外官一分に任じられ、院官給のよりに叙爵や内官三分への申任は行われていない。例えば藏人などは、年勞

によって位階が昇進していくシステム(藏人巡爵)が存在し、別勅による叙位も見られ、年給によらなくてもよい。

(13) 『西宮記』巻一、五日叙位儀に「院宮爵〔自從五位下至正下、叙四位不通例〕と見える。

(14) 『小右記』天元五年正月六日条・『権記』長保二年九月二三日条。

(15) 『春記』長暦二年二月一日四日条・『中右記』大治五年正月六日条。なお、『叙位記』(東山御文庫記録五三)所引『土右記』天喜五年条には「皇太后宮・前齋院御給被申四位加階、被問外記之処、申云、近年諸宮給無叙四位云々、仍雖有申文不叙」とあり、四位への加階を認めないこともあった。

(16) 『雲州消息』下末の消息例には「叙位之次、適関加給、宮御給也」という文言が見える。

(17) 須田春子前掲註(6)論文参照。また、後で述べるように、例えば藏人の叙爵が旁に代わり年爵(特に合爵)で行われることが多くなる。

(18) 『宇槐記抄』仁平二年正月五日条。

(19) 『宇槐記抄』仁平二年正月五日条・『玉葉』建久二年正月五日条。前掲『叙位記』にも「后宮最初度御給へ給加階云々」とある。なお、一二世紀末には三后は加階を申請する例が多いが、准后には依然として多くない。

(20) 『花園天皇宸記』元亨四年正月五日条には、広義門院藤原寧子の加階申請について「非当代国母者、加階事被止之云々」とあり、女院の数が多い鎌倉時代後期には女院でも国母でなければ加階を許されず、白河法皇の制限が強化されていることがわかる。

(21) 『玉葉』承安元年四月二二日条・同四年正月六日条・治承三年正月五日条・同五年正月六日条。

(22) 『愚管記』康暦三年正月六日条。

(23) 『玉葉』治承五年正月六日条・『明月記』寛喜三年正月六日条。

(24) 『弘長三年八月一三日宣旨』。

(25) 『花園天皇宸記』元応二年二月一日五日条に「太上天皇御給采爵例少」とある。

(26) 時野谷滋前掲註(1)書二六六頁。

(27) 時野谷滋前掲註(1)書三二三〜四頁。

(28) 例えば康治二年正月三日に近衛天皇が鳥羽法皇御所に臨幸した際の勅賞叙位で、「撰政室給」により源信時が、「暉子内親王給」で藤原家明が、それぞれ正五位下に叙されている(『本朝世紀』)。当時は藤原忠通室も暉子内親王も准后ではない。

(29) 例えば保延二年一〇月一日に法金剛院五重塔供養勅賞叙位で源有賢が准后「前齋院給」により従三位に叙されている(『公卿補任』)。

(30) 『兵範記』仁平三年正月二日条では、朝親行幸勅賞叙位の藤原兼長・師長・朝方の尻付に「一院御給」とあるのが、『公卿補任』ではそれぞれ「朝親行幸、院司賞」・「朝親行幸」・「行幸院賞、判官代」と記されている。同様に、『玉葉』安元二年三月六日条と『公卿補任』でも記述が異なっている。

(31) 『玉葉』治承元年二月一七日条。『定能卿記部類』(宮内庁書陵部藏、函号九・一一二)同日条参照。

(32) 『吉記』寿永二年二月二日条には、朝親行幸勅賞叙位で藤原公時が正四位下に叙されたことについて「公時朝臣当時重服也、而以院司賞、下蔵等多依可加階、所訴申也」とあり、勅賞叙位では院司が多く叙されたことがうかがえる。

(33) 『長秋記』大治五年三月三日条。

(34) 『玉葉』仁安三年正月六日条。

(35) 『台記』久安七年正月二日条・『玉葉』治承元年二月二日条・建久五年正月六日条・『明月記』承元元年正月二日条。

(36) 延長二年の姦子女王の例(従三位)は『西宮記』巻一、女叙位所引勅物延長二年正月九日条に「此女王自陽成院被申、停男女御給爵令叙三位、右大臣云、三位是貴階也、停御給有是叙、恐成後例云々、上皇御旨懇切、故有授之」とあり、特殊な例である。また、長承元年一二月二五日に藤原実行が従二位に加階されたことについて、『公卿補任』では「臨時、白川院御給」と尻付に記すが、『中右記』同日条には「臨時也、可有尻付歟、殿下仰云、不可有尻付」とあり、年爵による叙位ではない可能性が強い。

(37) 『玉葉』治承五年正月六日条は、源通親が高倉院の年爵により従三位に

- 叙されたことについて「院宮御給被叙上階之例、近自法皇御時出来、希有事也」と記す。
- (38) 『兼宣公記』 応永九年正月六日条・『康富記』 文安五年正月五日条。なお、叙位や除目の申文に書き載せるために架空の人名を考える際には、『拾芥抄』中巻の姓戸録部がよく用いられたようである。『康富記』 文安六年三月二十七日条・『言継卿記』 天文一五年三月二〇日条・『言経卿記』 慶長七年正月六日条など。
- (39) 正月定例叙位は寛永五(一六二八)年が最後である。また、管見の限りでは史料上に「年爵」という語が見えるのは、慶応二(一八六六)年四月二二日付の『淑子内親王准后宣下文書類』(宮内庁書陵部蔵、函号桂・九五〇)が最後である。
- (40) 例外的に給せられることもあった。『権記』 寛弘六年二月二八日条・『為房卿記』 康和六年正月一日条・『勤仲記』 弘安元年一月三〇日条。
- (41) 『西宮記』 卷一、五日叙位儀所引勅物延喜一〇年条。
- (42) 『権記』 正暦四年正月九日条。
- (43) 『玉葉』 承安二年正月一〇日条・『平戸記』 延応二年正月三〇日条。
- (44) これ以外では、例えば直物の際の小除目で公卿給が申任されたりするが、通常の小除目では年官による申任はほとんど見られない。鎌倉時代には、臨時内給の盛行のため小除目で臨時内給が任官される例が多くあるが、これは成功の範疇に入るものである。
- (45) このため、秋除目で外官を申任する場合には春除目で任官しなかった分と見なされ、申文にも「当年未給」と記した。
- (46) これらを兼ねて行われることもあった。例えば、嘉承二年一月二九日の御即位叙位は朔旦叙位を兼ねて行われており(『中右記』同日条)、この場合には給数も一人減る。
- (47) 『小右記』 正暦四年十一月二日条・『中右記』 天仁元年十一月二〇日条・同年十二月五日条・保安四年二月一日条・『兵範記』 仁安三年四月六日条など、その例は多く、後の史料では『看聞御記』 宝徳元年二月二二日条などがある。
- (48) 仁安三年の高松院妹子内親王の年爵では、正月定例叙位で藤原頼保が正五位下に(柳原家記録四三『私要抄』)、女叙位で源頼子が従五位下に、御即位叙位で藤原公俊が従五位上に、御即位女叙位で藤原行子が従五位下に(以上『兵範記』)、大嘗会叙位で藤原頼実が従四位上に(『私要抄』)、大嘗会女叙位で藤原俊子が従五位下に(『兵範記』)、それぞれ叙されている。このほか正月二日には合爵で源有通が従五位下に叙されている(『公卿補任』)。
- (49) 『除目抄』(『群書類従』第七輯所収) 合爵合冠間事。
- (50) 『枕草子』 八六段、めでたきもの・『大槐秘抄』。
- (51) 『愚昧記』 仁安四年二月二三日条。
- (52) 『長秋記』 天承元年四月十九日条。
- (53) 『為房卿記』 承暦三年三月四日条。
- (54) 『玉葉』 承安四年正月二〇日条など。田中家旧蔵本『春玉抄』(国立歴史民俗博物館蔵) 中夜下は年官未給について「合爵之時多減之也、仍當時問外記以申年為未給年」と記す。
- (55) 『玉葉』 安元二年正月三〇日条。
- (56) 『除目抄』 合爵合冠間事に「件未給雖非真実之未給、隨時宜外記注出之」とある。
- (57) 『愚昧記抄』(宮内庁書陵部蔵、函号四一五・三二四) 永方二年七月一二・一三・一七・一九・二〇・二二日条・同年八月二二・二三日条。『三長記』 建仁元年八月十五日条には、合爵は「一年不可過一度敷」という後鳥羽院の言葉が見える。
- (58) 時野谷滋前掲註(一) 書二八九頁。
- (59) 『小記目録』 第二、叙位議事寛弘四年正月六日条に「華山院御給叙外階間事」とあり、『御即位叙位部類』所引『通俊卿記』 応徳三年二月一六日条には「諸宮御給、依姓可給外階敷、(中略) 近長和五年被叙外階き、然而依近代例、可内階者、仍叙内階了」とある。なお、この文書は『後法興院記』 明応二年正月一日条にも「去十日参会次、叙位不審事等相尋准后処、十四日被注送一紙」として全文が引用されている。
- (60) 前掲『通俊卿記』 応徳三年二月一日条・『中右記』 天永二年七月五

日条。

- (61) 東宮や三后の宮司については福井俊彦「摂関政治と坊官」(『早稲田大学高等学院研究年誌』一七、一九七三年)・同「道長政権と坊官・宮司」(『対外関係と政治文化』第二所収、一九七四年、吉川弘文館)を参照した。
- (62) 西岡虎之助『荘園史の研究』上(一九五三年、岩波書店)四一五〜七頁。
- (63) 為尊親王室(藤原伊尹女)の母が恵子女王であるかは未詳であるが、伊尹の死後一緒に東院で暮らしており(『栄花物語』巻四)、二人の関係は強い。
- (64) 内閣文庫本(函号一四五・一五八)による。
- (65) 時野谷滋前掲註(一)書二五五〜六頁。
- (66) 『小右記』寛仁四年一月一七日条には合爵による叙位に恪勤位記を用いたことが見える。
- (67) 『群書類従』第七輯所収。
- (68) 成功による叙位に国用位記が用いられたことは、『御堂関白記』長保六年五月一三日条などに見える。なお、『朝野群載』巻一二、内記に国用位記の例状が載せられている。
- (69) 藤木邦彦「陣定について」(『歴史と文化』V、一九六二年)のち『平安王朝の政治と制度』所収、一九九一年、吉川弘文館)、玉井力「九・十世紀の藏人所に関する一考察」(『名古屋大学日本史論集』上所収、一九七五年、吉川弘文館)、佐藤進一『日本の中世国家』(一九八三年、岩波書店)、古瀬奈津子「藏人式について」(『延喜式研究』二、一九八九年)、中原俊章「弁官局に関する一考察」(『後期摂関時代史の研究』所収)。
- (70) 古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」(『歴史学研究』五六〇、一九八六年)。
- (71) 考課令66家令条・同69考帳内条。
- (72) 選叙令19帳内勞滿条。
- (73) 六国史の薨卒伝には東宮や院との個人的関係により叙位・任官された例が多く見られる。賀陽豊年(『日本後紀』)、正道王・藤原三守・大野真鷹・

朝野鹿取・藤原富士麻呂(以上『統日本後紀』)、坂上清野・與世書主・藤原岳守・雄風王・藤原長良・南淵永河・佐伯雄勝・占部雄貞(以上『日本文徳天皇実録』)、橋岑繼・豊階安人・藤原興邦・藤原良繩・菅原峯嗣・藤原有貞・橋貞根・紀有常・高向公輔・藤原弘経・文室卷雄(以上『日本三代実録』)などである。

- (74) 年官の場合、任官される者は諸国掾・目や内舍人などの、他の史料には現れない下級官人がほとんどであり、実例の分析から給主と被給者の関係を探ることは史料上困難である。しかし、古記録のなかには侍所長(『小右記』長保元年九月二二日条)・召繼(『江記』寛治五年正月二六日条)・車副(『兵範記』保元二年正月二二日条)・出納(『玉葉』治承四年正月二六日条)・雑色(『猪隈関白記』建久九年正月二八日条)などの給主に仕える者を任官している例が散見され、『吾妻鏡』元暦二年四月一五日条には「任官之習、或以上日之勞賜御給」とある。一方、任料を給主が受領している例も多く見える(『小右記』長和三年二月一六日条など)。「宇津保物語」まつりの使には、「家に功ある者に賜ひて、あまるをこそ料物たいまつるには給へ」という大納言左大将源正頼の年官に対する考えが記されており、年官も年爵と同様の二面構造をもつものであったと思われる。